

短期入所療養介護重要事項説明書

介護老人保健施設 アイケア

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名・・・・・・・・・・医療法人美湖会 介護老人保健施設 アイケア
- ・ 開設年月日・・・・・・・・平成27年10月1日
- ・ 所在地・・・・・・・・・・茨城県守谷市小山318-5
- ・ 電話番号・・・・・・・・・・0297-38-6767
- ・ FAX・・・・・・・・・・0297-38-6501
- ・ 介護保険指定番号・・・0852480029号（一般）
- ・ 介護保険指定番号・・・0852480037号（ユニット）

(2) 目的と運営方針

介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画を立て、内容について同意をいただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことを目的とする施設です。

サービスの質の向上のため①感染症管理体制の強化②介護事故に対する安全管理体制の強化③身体拘束廃止に向けた取り組みの強化に努めます。また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援いたします。

(3) 職員体制

医師…1名 看護・介護職員…27名以上（多床室） 介護職員…7名以上（ユニット）
介護支援専門員…1名以上 支援相談員…1名以上 薬剤師…1名
理学療法士等…1名以上 管理栄養士…1名 その他…2名以上

(4) 入所定員等

入所定員・・・100名（ユニット20名 一般80名）
ユニット個室…20室 一般4人室…20室
通所定員・・・35名

2. サービス内容

- ①サービス計画の立案 ②食事 ③入浴 ④医学的管理（診察・投薬・処置） ⑤看護 ⑥介護
⑦リハビリテーション ⑧相談援助 ⑨栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑩理美容サービス ⑪その他

3. 医療機関

・協力医療機関

名称・・・・・・・・美浦中央病院

所在地・・・・・・茨城県稲敷郡美浦村宮地596番地

診療科目・・・・内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科・神経内科・透析・
リハビリ・歯科

名称・・・・・・・・西間木病院

所在地・・・・・・茨城県取手市戸頭1-8-21

診療科目・・・・内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科

名称・・・・・・総合守谷第一病院

所在地・・・・・・茨城県守谷市松前台１－１７

診療科目・・・・内科、心療内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、産婦人科

名称・・・・・・牛久デンタルクリニック

所在地・・・・・・茨城県牛久市中央３－３４－３ シイナビル１階

診療科目・・・・歯科

名称・・・・・・パレットデンタルクリニック

所在地・・・・・・茨城県守谷市小山３１６－４

診療科目・・・・歯科

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会・・・・・・月曜～金曜は、午後２時より午後４時までとなります。

ただし、状態の変化が見受けられる利用者や看取りを実施している利用者のご家族については、土曜・日曜・祝祭日であっても、可能な限り電話連絡があれば、時間外の面会も対応いたします。

- ・外出・外泊・・・・・・食事を止めることや薬の用意がありますので、原則として３日前までに電話連絡の上、当日サービスステーションにて所定の用紙に記入して下さい。尚、外泊期間中に状態が変わり、やむを得ず病院を受診する場合は、必ずご連絡下さい。
- ・設備・備品・・・・・・故意に破損された場合、修理代をいただきます。
- ・金銭・貴重品の管理・基本的には持込み禁止ですが、場合によりお預かりすることができます。支援相談員にご相談ください。

5. 苦情処理の体制

相談窓口 : １階事務所受付

苦情担当者 : 柏崎

窓口開設時間 : 午前９時～午後５時

相談方法 : 電話受付（０２９７－３８－６７６７）または、窓口受付。

意見書箱（１階受付カウンター）

- ・茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話受付（０２９－３０１－１５６５）

- ・守谷市保健福祉部 介護福祉課

電話受付（０２９７－４５－１１１１）

- ・取手市 高齢福祉課

電話受付（０２９７－７４－２１４１）

- ・つくばみらい市 高齢福祉課

電話受付（０２９７－５８－２１１１）

6. 事故発生時の対応

１. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
２. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は、他の専門機関での診療を依頼します。
３. 前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は、扶養者が指定する者、及び保険者の指定する業績機関に対して速やかに連絡します。

7. 非常災害対策

防災設備・・・スプリンクラー、消火器、消火栓

防災訓練・・・年2回

8. 介護サービス利用にあたっての禁止事項

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ず退所していただく場合があります。

- (1) 従業員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などのカスタマーハラスメント行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載する行為。
- (4) 宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為。

9. 利用料金

(1) 基本料金

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分です。

※記載金額は1割負担の金額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

【多床室】

- ・要介護1・・・・・・・・ 867円
- ・要介護2・・・・・・・・ 919円
- ・要介護3・・・・・・・・ 986円
- ・要介護4・・・・・・・・1041円
- ・要介護5・・・・・・・・1099円

【ユニット型個室】

- ・要介護1・・・・・・・・ 873円
- ・要介護2・・・・・・・・ 922円
- ・要介護3・・・・・・・・ 990円
- ・要介護4・・・・・・・・1048円
- ・要介護5・・・・・・・・1103円

◆特定短期入所療養介護費（日帰り利用）

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方（常時看護師による観察が必要な場合）

3時間以上4時間未満	1日につき	679円
4時間以上6時間未満	1日につき	948円
6時間以上8時間未満	1日につき	1326円

(2) 加算料金

* 送迎加算・・・・・・・・・・・・・・ 192円／片道

(ただし、送迎地域外はガソリン代として1kmあたり100円として請求させていただきます)

* 個別リハビリテーション実施加算・・・・・・・・ 250円／日

(理学療法士等が、1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合)

* 緊急短期入所受入加算・・・・・・・・・・・・ 94円／日

(計画的に行う事になっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。入所日から7日間を上限とし算定)

* 認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・・・・・・ 209円／日

(認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると医師が判断した者において、入所日から7日間を上限とし算定)

* 若年性認知症利用者受入加算・・・・・・・・ 125円／日

62円／日(特定短期入所療養介護の場合)

(若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合)

* 緊急時治療管理加算・・・・・・・・・・・・ 541円／日(救命救急医療を実施した場合)

* 重度療養管理加算・・・・・・・・・・・・ 125円／日

62円／日(特定短期入所療養介護の場合)

(計画的な医学管理を継続して行い療養上必要な処置を行った場合。要介護4、要介護5の者に限り、手厚い医療が必要な状態)

- *療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8円/回(医師の指示があった利用者について)
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)・・・・ 53円/日
- *サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・・・・ 22.9円/日
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・・・・ 18.8円/日
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・・・・ 6.2円/日

※介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として、介護保険1割・2割・3割負担分に、7.1%上乘せされた金額が加算されます。

※当施設では地域区分5級地のため、1単位を10.45円として計算しています。

◆食費(1日当たり)

朝食 470円 昼食 710円 夕食 680円 おやつ 120円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

◆利用者が選定する特別な食事 実費相当

◆居住費(療養室の利用費)(1日当たり)

- ・ユニット型個室 2,070円
- ・多床室 670円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

(3)その他の料金

- ①理美容代(1回当たり) 実費負担
- ②個人使用の電気製品持ち込み料 1品目1日当たり 110円(税込)
- ③私物洗濯料 小(靴下・タオル・パンツ等) 50円
- 中(シャツ・ももひき・ラバーシャツ等) 100円
- 大(パジャマ・トレーナー等) 200円
- 特大(はんでん等) 300円
- ④教養娯楽費 1日当たり 210円
- 行事・レクリエーション(毎日)・クラブ(書道・美術・カラオケ・ビデオ鑑賞)等に係る費用・誕生者の写真・プレゼント・行事の写真 等
- ⑤日用品費 1日当たり 230円
- 石鹸・シャンプー・食事用エプロン・おしぼり・バスタオル・タオル・歯磨き粉 等
- ⑥その他個人的に必要とし、希望する品物に対する実費相当負担金
- 施設外ショッピング、外食又は外部業者販売において個人購入する嗜好品の立替え
- 趣味活動等の個人所有希望品 等

(4)支払い方法

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までに窓口にてお支払いください。お支払いの際に領収書を発行します。

《会計取扱時間》

平日 9:00~18:00

土日祝日 9:00~16:30

尚、連絡相談なく、利用料金を2ヶ月以上滞納した場合、次回ご利用できないこともあります。